

(仮称)第5次茨木市総合計画策定方針

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、市の計画的なまちづくりの根幹となる総合計画を昭和46年に初めて策定し、以後現行計画に至るまで約10年ごとに3回の改定を行ってきました。

現行の第4次総合計画は、「希望と活力に満ちた文化のまち いばらき」を基調とし、平成16年12月に策定したもので、平成27年度に目標年次を迎えます。

わが国は平成22年国勢調査で人口が実態として減少しました。また、合計特殊出生率の低迷と高齢化の進行により、生産年齢以下の若年層が大きく減少しています。

この傾向は今後も続くと予想される中、本市では人口は微増の状況にありますが、年齢構成などの人口構造の変化は避けがたく、この動向を踏まえた子育て支援や高齢者福祉施策などの充実が必要です。

経済面では、グローバル化が進展し、企業の生産拠点の海外への移転や集約化が進んでおり、また、長引く景気の低迷により、国や地方自治体の財政運営が厳しい環境におかれています。本市においても、大規模な工場の移転・撤退が続き、産業の活力に不安が生じたところであり、個人所得の伸び悩みと相まって、当面は市税収入の大幅な伸びが見込めない状況にあります。

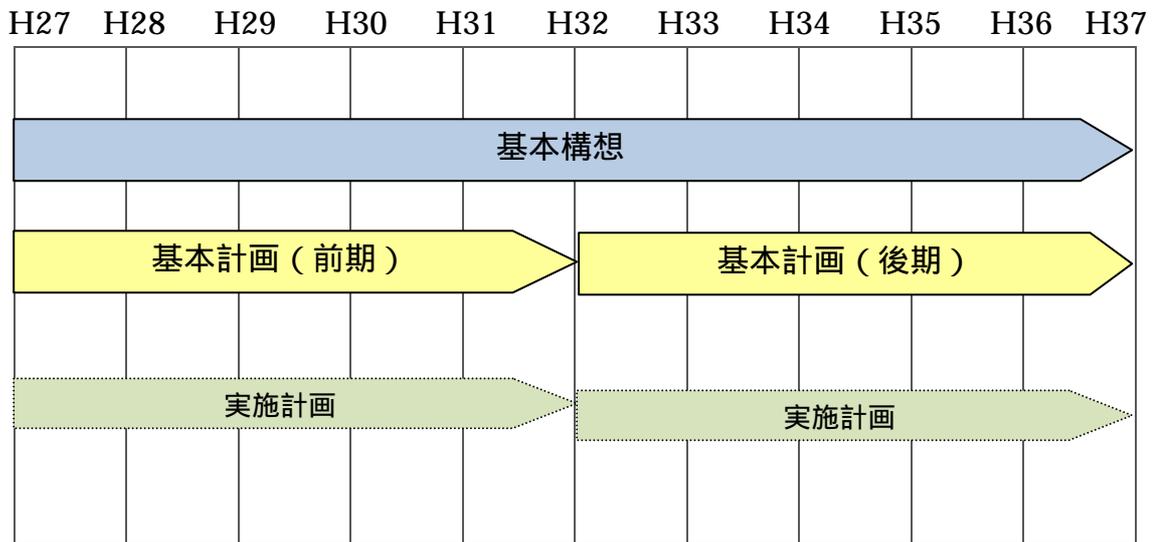
しかし、これらの工場跡地に、これからの市の発展につながる新たなプロジェクト(立命館大学の進出、JR新駅の設置、スマート・コミュニティ構想)が進んでいます。彩都、安威川ダム、新名神高速道路といった、従前から進められているプロジェクトと合わせ、さらなる都市基盤の充実や新たな魅力の創出を図っていくことが求められています。

一方、この10年、地方分権が進展したことにより、市として独自の取組を行うことが可能となり、地域の特性を活かした個性的なまちづくりがより進めやすくなってきました。

このような中で、市民や事業者、行政等のまちづくりの主体が、それぞれの役割を認識し、めざすべき都市像を共有し、福祉、環境、防災、教育など、多くの分野で、まちづくりに力を合わせていかなければならないと考えています。

以上の要因を踏まえ、平成27年度からの新しい10年を見通し、各分野においてめざすべき都市像を描き、まちづくりに関わる主体とそれを共有しながら計画的に施策を推進できるよう、(仮称)第5次総合計画を策定するものです。

2 計画の構成と計画期間



《（仮称）第5次茨木市総合計画の構成》

構成	内容	議会の 議決(*)	総合計画審議 会への諮問 (*)
基本構想	平成27年度～平成36年度（10年間） 本市の将来像とその具体化のための基本方向 を明確にする。	要	要
基本計画	前期計画：平成27年度～平成31年度（5年間） 後期計画：平成32年度～平成36年度（5年間） 基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体 系を示す。	-	要
実施計画	前期計画：平成27年度～平成31年度（5年間） 後期計画：平成32年度～平成36年度（5年間） 施策を実現するための個別の事業を示す。 （基本計画における施策の方向を踏まえ、事業 内容等を示す） なお、計画は毎年度改定を行う。	-	-

(*)茨木市総合計画策定条例に規定

3 策定にあたっての基本的な考え方

厳しい社会経済状況の中、多様化する市民ニーズに応えられる総合計画とするため、次の考え方に基づき策定を行う。

- (1) 将来ビジョンを明確化し、市民・事業者等まちづくりの主体と共有を図る
本市の現状や課題、将来的な人口フレーム等を分析し、めざすべき都市像を明らかにするとともに、わかりやすい施策体系を構築する。
また、策定の各段階において、市民や事業者、関係団体等の声を取り入れるとともに、進行状況の透明性を確保し、誰もが身近に感じられる総合計画とする。
- (2) 経済・財政フレームを踏まえた実現可能な計画とする
市税収入の推移や、行政サービスに対する需要の変化など、社会経済状況の変化に対応できる総合計画とする。

4 (仮称)第5次茨木市総合計画策定にあたっての留意点

「3 策定にあたっての基本的な考え方」をもとに、(仮称)第5次総合計画の策定にあたっては以下の点に留意するものとする。

- (1) 進行管理の仕組みの構築
各分野におけるめざすべき姿を可能な限り具体的に示し、策定後の進行管理に努める。
また、進行状況の透明性を確保するとともに、社会経済状況の変化に対応するため、わかりやすい施策体系と、施策に関する評価を取り入れた進行管理の仕組みを構築する。
- (2) 個別行政計画における整合性の確保
都市計画マスタープランなど、各分野の個別計画については、総合計画との整合性を確保し、重複を避ける。
- (3) 地域別の将来像の設定
市域の各地域について、現状分析と課題の洗い出しを行い、地域ごとに特色を活かした将来像を設定する。
- (4) 社会経済状況等の変化への対応
本市の10年後のめざすべき都市像を示す基本構想を定めるとともに、今後の本市を取り巻く環境の変化に対応する計画とするため、施策の方向と体系を示す基本計画を策定し5年で見直す。

5 市民参画及び策定体制

(1) 市民参画

総合計画に、市民・事業者・関係団体の意見を反映するため、策定の各段階において市民参画の機会を設ける。

- ・ 市民意向調査の実施（満20歳以上の市民、高校生、事業者）
- ・ 市民ワークショップの開催
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 総合計画審議会への参画

(2) 庁内策定体制

市職員で構成する策定委員会において、総合計画に関する調査・研究、素案などの検討・作成を行う。

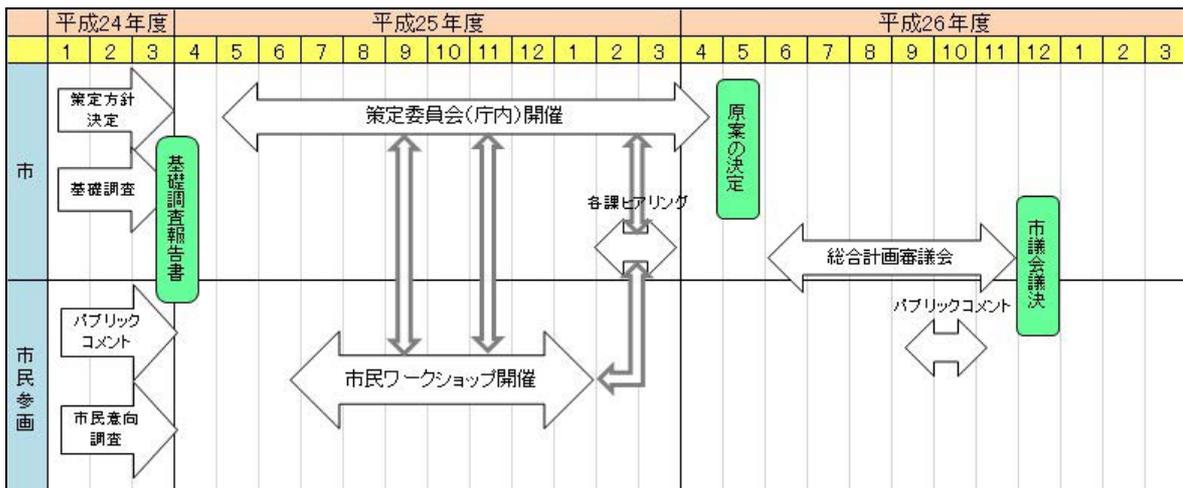
(3) 茨木市総合計画審議会

市長の諮問に応じ、総合計画（基本構想、基本計画）に関する事項を調査及び審議を行い、市長に答申する。

〔構成員〕学識経験者、市議会議員、関係団体の役職員、市民

（ P . 5 参照 ）

茨木市総合計画策定スケジュール



市民参画及び策定体制

